

携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

災害発生時等の緊急の連絡手段として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

----- きりとり -----

江東区立水神小学校長 様

年 月 日

携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

<同意事項>

同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック(✓)をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 ✓	児童 ✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内では登校後、職員室に預けて、下校時に児童が直接取りに行きます。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

水神小学校 ()年()組 児童氏名 ()

保護者氏名()

学校における携帯電話の取扱い等について

日頃より、本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。

学校における携帯電話の取扱いについては、これまで平成21年1月の文部科学省の通知に基づき、小中学校においては、校内への持ち込みを原則禁止としてきたところです。

このたび、文部科学省の通知の改訂にともない、区の考え方が示されましたので、本校における携帯電話の取扱い等につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

趣旨の御理解と御協力をお願いいたします。

(1) 小学校・義務教育学校前期課程

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とする。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）がある場合については、保護者が学校長と面談を行い、児童による携帯電話（例えば、こども向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持ち込みの許可を申請し、例外的に持ち込みを認める。このような場合には、校内での使用は禁止とし、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないようにする。

(2) 中学校・義務教育学校後期課程

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とする。なお、その際、上記(1)小学校の②に示したように、個別の状況に応じて、例外的に持ち込みを認める場合もある。その際、持ち込みを認める場合には、下記(2)の②に示すように、一定の条件のもとで持ち込みを認めることとする。
- ② 学校として持ち込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持ち込みを認める。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないようにすること。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、各家庭が協力することとする。
 - i. 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、家庭においても、保護者の協力の下、生徒が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
 - ii. 学校における管理方法に従うとともに、紛失等のトラブルが発生した場合の責任は保護者とする
 - iii. フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
 - iv. 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校だけでなく家庭においても適切に行われていること

<連絡先>

江東区立水神小学校

電話03-3681-1952